

科学図書館叢書

国号考

三本居宣長著



科学図書館



国号考

本居宣長



大八島国

皇大御国の号、神代に二つあり、一には大八島国、二には葦原中国なり、その大八島国といふは、古事記に、伊邪那岐命伊邪那美命御合、生子淡道之穗之狡别島、次生伊豫之三名島、次生隱伎之三子島、次生筑紫島、次生伊伎島、次生津島、次生佐度島、次生大倭豊秋津島、故因此八島先所生、謂大八島国と見えたり、書紀にも、生坐る次第などは、伝々異なれども、八の数は同くて、由是始起大八洲国之号一焉とあり、そもく志麻とは、周廻りに界限のありて、一区なる域をいふ名なり、然云本の意は、しまるしまるせまるせばしなどいふ言と同じきなるべし、これらも、取はなち曠く界限なくはあらで、界限ありて、とりしまれる意よりいふ言なればなり、されば志麻てふ名も、本はかならず海のみならず、国中にて山川などのめぐれる地にもいへりと見ゆ、そのよしは下條なる秋津島のところにいふを見てしるべし、又この大八島などいふ名のごとく、いと大きなにもいへれば、必しも小きをのみいへるにもあらず、但し小くて海の中にあるは、殊にめぐりの界限も炳焉ければ、専さる地のみの名の如くにもおのづからなれるなり、さて島洲などの字をあてて書るも、その海の周れる地をいふ一かたにつきてなり、されどこれらの字に泥みて、必もとより海の中なるをのみいひ、又小きをのみいふ名なりとな思ひあやまりそ、凡て

皇國の言に漢字をあてたるは、全くあたれるもあり、又かたへは当りて、かたへはあたらざ  
 るも多かるを、後世には、たゞひたぶるに字にのみよる故に、言の本の意を誤ることのみ多  
 きぞかし、さてこの大八島の島も、海の周りに隔れる一界の国をいへるにて、その例は、書  
 紀の神代卷に、三韓國をも韓郷之島といひ、万葉集の歌には、海をへだてては、大和國の方  
 をさしても倭島とよみ、又此大八島をすべても、倭島根とよめるなど是なり、さて八島と  
 しもいふは、海を隔てずて一連なるをば、幾國にまれ一島として、その数八なればなり、か  
 くてその八は例の弥にて、もとはたゞ島の数の多かる意の号なりけむを、や、後に八つの意  
 にとりて、その数をと、のへていひ伝へたるかとも疑はるめれども、古事記にしろされたる  
 八つにて、畿内七道の諸國みな備はり、又他の島々は一もまじらずして、餘れるもなく足ざ  
 るもなければ、本より八の数は動かざるにこそ、書紀の伝々には、此内に他の島々もまじれ  
 れば、八の数動けれども、古事記の正しきにつきて定むべきなり、さて此号は、外国に對は  
 ず、ひとりだちて天の下を統言号なり、八千矛神の御歌に、夜斯麻久爾とよみたまひ、倭  
 建命の御言に、吾者、坐纏向之日代宮所、知大八島國、大帶日子淤斯呂和氣天皇之  
 御子とのりたまひ、孝徳天皇の詔にも、現為明神御、八島國、天皇とのり給へり、公式令の  
 詔書式にも、朝廷の大事に用ひらるる詔には、明神御、宇大八洲、天皇詔、旨、とのりた  
 まふと見えたり、

葦原<sup>アシハラ</sup>中国<sup>ノナカツクニ</sup> 水穗国<sup>ミツホクニ</sup>をも附<sup>つ</sup>いふ

葦原<sup>ノ</sup>中国<sup>ツクニ</sup>とは、もと天<sup>タ</sup>つ神代<sup>カマノハラ</sup>に、高天原<sup>タカマノハラ</sup>よりいへる号<sup>ナ</sup>にして、此御国<sup>コノミクニ</sup>ながらいへる号<sup>ナ</sup>はあらず、さて此号<sup>コノナリ</sup>の意<sup>イ</sup>は、いといと上<sup>ウ</sup>つ代<sup>ト</sup>には、四方<sup>ヨモ</sup>の海<sup>ウミ</sup>べたはことごとく葦原<sup>アシハラ</sup>にて、其中<sup>ナカ</sup>に国<sup>クニ</sup>処<sup>トコロ</sup>は在<sup>アリ</sup>て、上方<sup>カミツカタ</sup>より見<sup>ミ</sup>下<sup>ゲ</sup>せば、葦原<sup>アシハラ</sup>のめぐれる中<sup>ナカ</sup>に見<sup>ミ</sup>えける故<sup>ユヘ</sup>に、高天原<sup>タカマノハラ</sup>よりかくは名<sup>ナ</sup>づけたるなり、かれ古事記書紀<sup>コトワザキ</sup>に、此号<sup>コノナリ</sup>はおほく天上<sup>アマノ</sup>にしていふ言<sup>コト</sup>にのみ見<sup>ミ</sup>えたり、心<sup>ココロ</sup>をつけて考<sup>カウ</sup>ふべし、その中<sup>ナカ</sup>に此御国<sup>コノミクニ</sup>にていへるも、いと稀<sup>マレ</sup>にはなきにしもあらざれども、そは御孫命<sup>ミマノミコト</sup>の天降<sup>アマリマシ</sup>坐<sup>イ</sup>て後<sup>ノチ</sup>には、此御国<sup>コノミクニ</sup>にても、もと天上<sup>アマノ</sup>にありていひならへる号<sup>ナ</sup>をもて呼<sup>ヨ</sup>べることも有<sup>アル</sup>しよりおこれるなり、さてよもの海<sup>ウミ</sup>辺<sup>ヘ</sup>のことごとくに葦原<sup>アシハラ</sup>なりしことは、続後紀<sup>シヨクゴキ</sup>に、仁明天皇<sup>ニミヤノミカド</sup>の四十<sup>ヨソ</sup>の御<sup>ミ</sup>賀<sup>ガ</sup>に、興福寺<sup>キョウフクジ</sup>の僧<sup>ソウ</sup>等<sup>トウ</sup>の戯<sup>ウケ</sup>れる長歌<sup>ナガウタ</sup>に、日本<sup>ヒノコトノ</sup>乃<sup>ノ</sup>、野馬台<sup>ヤマトノ</sup>能<sup>ノ</sup>国<sup>クニ</sup>遠<sup>トヲ</sup>、賀美<sup>カミ</sup>侶<sup>ロ</sup>伎<sup>ギ</sup>能<sup>ノ</sup>、宿<sup>スク</sup>那<sup>ナ</sup>毘<sup>ヒ</sup>古<sup>コ</sup>那<sup>ナ</sup>加<sup>ガ</sup>、葦<sup>アシ</sup>菅<sup>スガ</sup>遠<sup>トヲ</sup>、殖<sup>ウエ</sup>生<sup>エ</sup>志<sup>シ</sup>川<sup>カハ</sup>々<sup>々</sup>、国<sup>クニ</sup>固<sup>カタ</sup>米<sup>メ</sup>、造<sup>ツク</sup>介<sup>ケ</sup>牟<sup>ム</sup>与<sup>ヨ</sup>理<sup>リ</sup>、云<sup>クニ</sup>々<sup>々</sup>、とよめる、此事<sup>コト</sup>今<sup>イマ</sup>伝<sup>デン</sup>はれる古<sup>コノ</sup>書<sup>シ</sup>どもには見<sup>ミ</sup>えざれども、かくよめるは、必<sup>カナラ</sup>そのかみ 抛<sup>ヒリドコロ</sup> ありけむ、さればもと、大穴<sup>オホアナ</sup>昔<sup>コノ</sup>のころまでも、海<sup>ウミ</sup>の渚<sup>ナギサ</sup>には、いづくにも葦<sup>アシ</sup>の多<sup>オホク</sup>かりしこと、世<sup>ヨ</sup>々の歌<sup>ウタ</sup>どもなどを見<sup>ミ</sup>てもしるべし、さて此葦原<sup>アシハラ</sup>中国<sup>ツクニ</sup>てふ号<sup>ナリ</sup>には、くさぐさ、説<sup>トケルコト</sup>あれども、皆<sup>ヘ</sup>古<sup>コノ</sup>の意<sup>イ</sup>にかなはず、そのわろき由<sup>ヨシ</sup>は、ことごとくに論<sup>アゲツラ</sup>はむもわづらはしければ、もらしつ、

又これを豊葦原之水穂国ともいへり、豊は美称にて、大八島の大的たぐひなり、そは此国号へすべて係れり、葦のみにかけて云にはあらず、葦原は上件にいへるが如し、水は字は借字にて、物のうるはしきをほむる言にて、これは穂をほめたるなり、書紀に瑞字を書れたるはあたらず、彼字につきて、祥瑞などの意とな思ひまがへそ、穂は稲穂をいへり、葦のにはあらず、凡て稲穂をたぐに穂とのみいえるは、万葉に秋穂などもいひ、書紀に、天照大神又勅曰、以吾高天原所御斎庭之穂亦、当御於吾兒とあるがごとし、さて皇国は、万の事も、異国にはまされる中にも、稲は殊に万国に比ひなく、はるかにすぐれて、いと美好きこと、神代よりかくのごとく深き由緒のありて、今に至るまでまことに水穂国の名に負へるたふとき、いふもさらなるを、天の下の諸人、かゝるめでたき稲をしも朝夕に給べながら、皇神の御恵をおほるかに思ひなすべきわざかは、そもく人は命ばかり重き物はなきを、それ続てながらふることは、もはら稲の功にしあれば、世にこればかり重く尊き宝は何物かあらむ、その稻のかばかりすぐれてめでたきにも、皇国の万国にすぐれて、最尊きほどはいちじるきもので、

夜麻登 秋津島師木島をも附いふ

夜麻登といふは、もと畿内なる大和 一国の名なるを、神武天皇此国に大宮しきませりしよ

りして、後の御代ミヤコの京も、みな此国内クヌチなりける故に、おのづから天の下の大名オホナにもなれるなり、さて此名は、邇ニギ芸速日命ハヤレノミコトのあまくだらしし時に、虚空見倭国ソラミツヤマトノクニといへる古語ありて、神代よりの名なり、又それよりさきに、八千矛神ヤチホコノの御歌に、やまとの一本すゝきとあれども、そは此国の名をよみたまへるにはあらじとぞおもふ、又書紀の神武御卷の末に、昔伊奘諾尊ムカシイサナギ目メ此国コノクニ、曰イハレ日本者浦安国ノリタマフヤマトハウラヤスクニ、細戈千足国クハシボコチダルクニ、磯輪上秀真国シワノボルホツマクニトとも見えたり、かくて神武天皇は此国に宮しきましけるによりて、神日本磐余彦尊カムヤマトイハレヒコノミコトと大御名を称オホミナ奉タテマツれり、然るをかへりて、此大御名オホミコより起りて国の名ともなれりといふは、いみしきひがことなり、又或説に、夜麻登といふは、神代より天の下の大名なりしを、神武天皇の御代よりして、わきて帝都ミヤコの一国の名にもなれるなり、其故は、此天皇御卷に、皇興巡幸因登腋上スメラミコトニメグリマセルチナミニ、登腋上テ嗽間丘フキノカミノホホアヲカニ、而廻望国状ミサケテクニガタヲクアナニヤクニヲエツ、曰イハレ妍哉乎国之獲牟ナドモツユフノマダグニ、雖ゴトシ内木綿之真迹国アキツノトナメセルガ、猶ヨリ如蜻蛉之臂コレシメテ、有アキツ秋津洲之号シマトツナ也、昔伊奘諾尊目ムカシ此国ホメテ曰イハレ云々、とある秋津洲も浦安国も、みな天の下の大名なれば、夜麻登もはやく伊邪那岐命の御時より大名と聞え、又神代紀に甞生大日本豊秋津洲オホヤマトトヨアキツシマラと見え、又狡野尊サスノ云々、後撥平天下ノチニコト一奄有八洲ムケノヲ、故復加号シロシメスヤシマ曰イハレ神日本磐余彦尊カレミナヲタテマラスカムヤマトイハレヒコノミコトトなどある、これらみな神代より天の下の大名なりしおもむきなりといへるは、みな誤リなり、まづかの秋津洲も、大和の国内クヌチの地名トコロノナなり、天の下をすべいふにはあらず、そは廻望国状ミサケテクニガタヲとあるにても知べし、いとも広ヒロき天下の形状カタチは、嗽間丘ホホアヲカより一目ヒトメにはいかでか見わたしたまふべき、又内木

綿<sup>ワタ</sup>之<sup>ノ</sup>真<sup>マコト</sup>迹<sup>ツグ</sup>国<sup>クニ</sup>とのたまへるも、狡<sup>セバシ</sup>き国といふ事なるをおもふべし、猶<sup>ナホ</sup>此地の事は、下<sup>コト</sup>に別<sup>クハシ</sup>に委<sup>クハシ</sup>
 しいふべし、又<sup>ウラヤスクニ</sup>浦安<sup>ウラヤスクニ</sup>国といふも、一国のことなるを、釈<sup>ウツタガ</sup>日本紀などにも、天<sup>アマ</sup>の下<sup>ノ</sup>の大名とし
 て説<sup>トキ</sup>たるはひがことなり、大和は海なければ、浦安とはいふべからずと、疑<sup>ウツタガ</sup>ふ人もありぬべ
 けれど、浦<sup>ウラ</sup>は借<sup>カリ</sup>字<sup>ジ</sup>にて、うらさびしうらがなしなどのうらの意なり、万葉十四の巻に、うら
 やすにさぬる夜ぞなきなどよめるにてもしるべし、また生<sup>オホヤマトトヨアキツシマヲ</sup>三<sup>ミ</sup>大<sup>オホ</sup>日本<sup>ヤマト</sup>豊<sup>トヨ</sup>秋<sup>アキ</sup>津<sup>ツ</sup>洲<sup>シマヲ</sup>とあるは、天<sup>アマ</sup>の
 下<sup>ノ</sup>の大<sup>オホ</sup>号<sup>ナ</sup>にもなりての後の世よりいへる語<sup>コトバ</sup>にして、神代<sup>オホナ</sup>の当<sup>ツノ</sup>昔<sup>カミ</sup>の言<sup>コト</sup>にはあらず、秋津洲とい
 ふ号も、上に見えたるごとく、神武天皇の御代より始まるにてさとるべし、そもく神代
 より、大八嶋<sup>オホヤマト</sup>国葦原<sup>アシハラ</sup>中国<sup>チヌクニ</sup>などいひしに、其号<sup>オホナ</sup>をあげずして、生<sup>オホヤマトヲ</sup>三<sup>ミ</sup>大<sup>オホ</sup>日本<sup>ヤマト</sup>としもいへるはいか
 にといふに、かの二つの号<sup>ナ</sup>は、八洲<sup>ヤシマ</sup>を惣<sup>スベ</sup>たる大<sup>オホ</sup>号<sup>ナ</sup>なるに、これはそのうちの七洲<sup>ナナシマ</sup>をのぞきて、
 一洲<sup>ヒトシマ</sup>をいふ所なればなり、かくて此一洲の大<sup>オホ</sup>号<sup>ナ</sup>は別<sup>コト</sup>になき故に、しばらく大<sup>オホ</sup>日本<sup>ヤマト</sup>とはいへり、
 夜麻登<sup>ヤマト</sup>は一国の名なるが、天<sup>アマ</sup>の下<sup>ノ</sup>の大<sup>オホ</sup>号<sup>ナ</sup>にもなり、又<sup>オホ</sup>二<sup>ニ</sup>国<sup>クニ</sup>の内<sup>ウチ</sup>にて、わきて京師<sup>ミヤコ</sup>をさしてもい
 ひて、広<sup>ヒロ</sup>くも狭<sup>セバ</sup>くも用<sup>モチ</sup>ひらるゝ号なるが故なり、そは筑紫<sup>ツクシ</sup>といふも伊豫<sup>イヨ</sup>といふも、一国の名
 なるを、九国四国の大<sup>オホ</sup>名<sup>ナ</sup>にもして、筑紫洲<sup>ツクシシマ</sup>伊豫之<sup>イヨノ</sup>二<sup>ニ</sup>名<sup>ナ</sup>洲<sup>シマ</sup>などいへる例に同じ、又<sup>オホ</sup>狭<sup>サス</sup>野<sup>ノ</sup>尊<sup>ミコト</sup>云々
 とある文<sup>コトバ</sup>のさまは、天<sup>アマ</sup>下<sup>ノ</sup>の大<sup>オホ</sup>号<sup>ナ</sup>を取<sup>トル</sup>て神<sup>カム</sup>日<sup>ヒ</sup>本<sup>ヤマト</sup>云々<sup>シカガ</sup>とは称<sup>タタ</sup>へ奉<sup>タマ</sup>れるごと聞<sup>キ</sup>ゆめれど、然<sup>シカ</sup>にはあ
 らず、これも皇<sup>ミヤ</sup>皇<sup>コ</sup>しき坐<sup>マセ</sup>る国<sup>クニ</sup>の名をとれる大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>名<sup>ナ</sup>なり、かゝれば夜麻登<sup>ヤマト</sup>といふは、本<sup>ホ</sup>より
 の大<sup>オホ</sup>号<sup>ナ</sup>にはあらず、一国の名より転<sup>ウツ</sup>れること疑<sup>ウタガ</sup>ひもなし、すべてとは狭<sup>セバ</sup>き名<sup>ナ</sup>の、後<sup>ヒロ</sup>に広<sup>ヒロ</sup>くな

れる例おほし、出羽加賀なども、もとは郡の名なりしを取て、国の名とはせられつること国史に見え、そのほか駿河、国駿河、郡駿河郷、出雲、国出雲、郡出雲郷、安芸、国安芸、郡安芸郷、大隅、国大隅、郡大隅郷なども、もと郷名なるが郡の名にもなり、郡の名の国名にもなれりと聞ゆるをや、書紀の崇神御卷の歌に、椰磨等那殊於朋望能農之能とある大物主神は、天下を経営成たまへりしかば、此椰磨等は大号のごとく聞ゆめれど、こはたとへば後世の語に、日本一の剛の者といふなる日本は、皇国のことなれども、意はおのづから天地のあひだにならびなき剛の者と聞ゆるがごとくにて、古大和の京の時は、その一国の名をいひて、おのづから天下の事にもなれるにて、猶天下をすべいへるにはあらず、さればこれは、意は天下をいへるなれども、言はなほ一国の夜麻登なり、かくてやうやくうちまかせたる大号にもなれりと見えて、古事記に、仁徳天皇日女島に幸せる時、其島にて雁が卵をうめるを、建内宿禰命に其事とはせたまへる大御歌に、たまきはる、内のあそ、汝こそは、世の長の人、そら見つ、やまとの国に、鷹子産と、きくや、これに答へ奉れる歌にも、そらみつ、倭の国に、鷹子産と、いまだきかず、とよまれたり、日女島は津国にあり、書紀には二首ともに、秋津島やまとは有て、地も河内国茨田堤に雁産とあり、いづれにまれ大和の国内にはあらず、又鷹の産むことは、すべて皇国にてはめづらしければ、此夜麻登はまさしく天の下の大号なり、さて一国の名をもて天下の大名とする事は、もろこしの国にても代々の例なれば、夜麻登もかれにな

らへるかど、疑ウタガふ人あれども、仁徳天皇の御世に、はやく御歌にもよませたまふばかりいひなれつる事なれば、いかでか然らむ、そのかみかの国籍クニフミは、既ステに渡りまうで来キつれども、かの国の事を然シカばかりならひたまふことは、いまだあらざりき、然るに万の事、かの国のふりをならふことになれる後の世の心をもて見るから、神代より有リキ来キつる事どもをすら、皆かれにならへるかどはうたがふなり、かならずしもならはざれども、こゝとかしこと、おのづから心ばへの相通アヒカヨへることも多かりかし、

夜麻登といふは、もと山ヤマ辺ノ郡ベノ倭ヤマトノ郷より始れる名なりと、くはしく師の万葉考別記に見えたり、これにあまたの論アゲツラヒあり、まづ此倭郷は、和名抄には、城シヤノシモノ下ノ郡大和於保夜未止と見えたるを、神名帳には、山ノ辺ノ郡大和 坐大国魂 神社と有て、郡のたがへるを、師は城ノ下ノ郡に入れるを、後の事なりといはれつれども、はやく続紀の天平宝字二年の文にも、城ノ下ノ郡大和ノ神山とあれば、もと城ノ下ノ郡なりしが、後に山ノ辺ノ郡には入れるなるべし、かの御社ミヤシロ今も新泉村といふに在て、山ノ辺ノ郡なり、すべて和名抄は後に出来つれども、諸国クニグニ郡郷の名は、奈良朝ナラノミカドのころしるせる物によりて、そのまゝを拳アゲたりと見ゆれば、かへりて神名帳よりはふるきこともあるなり、さて又此郷を紀などには、やまととのみいへるを、和名抄に於保夜未止オホヤマトとあるは、今の京になりての唱へなるかといはれつれども、垂仁紀に大倭オホヤマト直フタヘと見え、右の続紀の文にも大和オホヤマトとあるをや、一國ヒトクニを大和オホヤマトといふから、此郷の名にも同じく大オホてふ言クハを加へたるなり、

さて夜麻登といふはもとかの郷より始まりて、後に一国の名にもなれりといふは、上に引る  
クニグニ 諸国の例どももおほかれれば、まことに論ヒなきがごとし、然れども猶よく考るに、此名はもと  
 より一国の名なるを、かの郷名は、後に倭ヤマトノ 大国御魂オホクニミタマノ 神の鎮シズマリマセ 座るによりて、とり分て一國  
 の名を負せて、その郷をも倭とはいふなるべし、今の世に伊勢の国内にても、大御神の宮の  
オフ べの里をさして、殊コトに伊勢といふと、同じ心ばへなり、他所にも此例猶有べきなり、然るに  
サト 書紀神武御卷に、以テ 珍彦ウフヒコヲ 為ニ 倭国造ノクニノミヤツコト とあるは疑ウタガはし、其故は、まづ此倭は師のいはれつ  
 るごとく、倭郷の事なり、然るにかの大国魂神は、もと天皇の大殿の内に祭りたまへりしを、  
 崇神天皇の六年に、始めて他所コトトコロにはうつして祭たまひ、同七年に、市磯長尾市イチシノナガオチてふ人を、神  
 主としたまへり、又垂仁御卷に、一の伝へをあげていはく、是時倭大神著カカリテ 穗積ホヅミノ 臣オミノ 遠祖大水ヤオホミナ  
クチノスケホニ 口宿禰オシヘタマハク 而誨ニ 之曰クニ 云々、時天皇聞キ 是言、則命オホセテ 中臣連祖探湯主ウラフニ 而ニ 卜ニ 之誰イツレノヒトヲモ 人ヲ 以レ 令レ 祭ニ  
オホキノワカヒノミコトウラニアエリ 大倭大神、即淳名城稚姫命 命食卜焉、因以命コレ 淳名城稚姫命、定メ 神地カムドコロヲ 於穴磯邑、祠ニ 於  
オホイチノナガラノサキニ 大市 長岡岬、然 是淳名城稚姫命既身コトゴトニヤセカミテ 悉ス 瘦弱、以ニ 不能祭、是ヲ 以命テシテ 大倭直 祖長尾  
ヂノ 市宿禰オシヘタマハク 令祭矣、とあり、か、れば此大国魂 神の、倭郷に鎮座せるは、崇神か垂仁の御  
 世よりなれば、神武の御代に倭と云郷名はあるべからず、もし此崇神の御代より前に、はや  
 くその名あらば、祠ル 於倭邑ニ などあるべきに、さはあらで、定メ 神地ヲ 於穴磯邑ニ、祠ル 於大市長  
ヲノサキニ 岡岬ニ とあるは、いまだ倭てふ郷名はあらざりし故なり、穴磯大市はともに、後には城上郡

に入れれども、此わたり城上城下山辺三郡堺ちかきところなれば、そのかみは大名を穴磯と  
 いひて、そのうちなる大市の長岡といふ地なりけむを、此大倭大神の鎮座る故に、その後  
 倭郷とは名づけたりけむ、さてかの長尾市宿禰は、姓氏録によるに、かの宇豆彦の後胤にて、  
 倭国造の祖なり、然れども此長尾市の世は、いまだ倭国造といふ職にもあらず、その姓に  
 てもあらずと見えて、垂仁御卷三年七年廿五年のところに見えたるに、みな倭直祖とのみ  
 有て、直に倭直とも国造とも見えたることはなし、雄略御卷に至りてぞ、此氏はじめて倭国  
 造とは見えたる、然れば此氏の倭国造といふになれるは、かの長尾市宿禰の、大倭大神を祭  
 る神主となりてのうへ、其後のことなりけむを、書紀に珍彦を倭国造とすとあるは、子孫の  
 職号を、始祖へもさかのぼしてかたり伝へたるを取て記されたるものなるべし、抑神武天  
 皇の御代には、道臣命大久米命などぞ、功最大なるを、此臣たちすら、居干筑坂邑  
 などのみありて、その国造としたまふ事は見えざれば、ましてつきくの人どもをや、但  
 しかの長尾市宿禰も、いやしからぬ臣とは聞えたれば、始祖珍彦の世より、かの長岡岬の  
 あたりの地を賜りて、知伝へてはありけむ、長尾市てふ名も、長岡岬てふ地名によれりと聞  
 えたり、さて倭大神と申すは、大倭一国の国御魂神に坐故の御号にして、鎮座る地名によ  
 れる御号にはあらず、故崇神垂仁の御世のころ、倭てふ郷名はいまだ聞えざれども、此神の  
 御号はもとより有しなり、さて郷名の倭は、仁徳天皇の太后石姫命の御歌に、始めて見え

たり、をだて山、やまとをすぎ、とあるこれなり、さて又藤原御井の歌に、日本の青香具山といひ、また幸吉野宮<sup>ニ</sup>時の歌に、倭には、鳴てか来らむ、よぶこ鳥、云々といへるも、とも大和の国内にして、さらに倭といへるは、かの山辺郡のやまとを、藤原都のあたりまでも冠らせいひなれしなりといはれつるも、論<sup>アケツラヒ</sup>あり、都の名をこそ、かたはらの郡までも及ぼしていふべけれ、かへりて隣<sup>トナリ</sup>郡の郷名を、何の由にかは都あたりまで冠らせいふべき、もしまた藤原都あたりまでも倭郷の内なりとせば、同じ倭郷の内にしてさらにやまとといはむは、倭国内にしてさらにやまとといはむも同じ事ならずや、さればこれも、かの伊勢といふ例と同じ心ばへにて、同じ倭国の内ながらも、殊<sup>コト</sup>に京師<sup>ミヤコ</sup>のあたりをさして倭とはいへるなり、香具山<sup>グ</sup>は、藤原都の東方にならびていと近し、吉野にてよめる歌も同じ意なり、かゝればこは万葉考の説はわろくて、冠辞考のしき島の條に、一国の名を都に負せていへるなり、といはれつるかたぞ宜しかりける、

夜麻登<sup>ヤマト</sup>といふ名の意は、万葉考の一つの考へに、此国は四方みな山門<sup>ヤマド</sup>より出入れば、山門国と名を負るなりと有て、そのよし委くしるされたり、此説ぞ宜しかるべき、又己が考へあり、そはまづ書紀神武御卷に、天皇の御言に、此国の事を、聞<sup>キクニ</sup>於<sup>ニ</sup>塩土<sup>シホツツノ</sup>老翁<sup>ヲチノイヘル</sup>曰<sup>リ</sup>、東<sup>ノカタニ</sup>有<sup>リ</sup>美地<sup>ヨキクニ</sup>、<sup>アラヤマヨモニメグレリ</sup>青山<sup>アヲ</sup>四<sup>シ</sup>周<sup>シユ</sup>、云々と見え、又大己貴<sup>オホナムチノ</sup>命<sup>ノ</sup>は、玉墻<sup>タマガキノ</sup>内<sup>ウツ</sup>国<sup>ニ</sup>と目けたまひ、又古事記倭建命<sup>ヤマトタケノ</sup>の御歌に、夜麻登波<sup>ヤマトハ</sup>、久爾能麻本<sup>クニノマホ</sup>呂波<sup>ロハ</sup>、多々那豆久<sup>タタナヅク</sup>、阿袁加岐夜麻<sup>アヲカヤヤマ</sup>、碁母礼流<sup>コモレル</sup>、夜麻登志<sup>ヤマトシ</sup>、宇流波斯<sup>ウラハシ</sup>

とよみたまひ、又石比売命の御歌に、袁陀弓夜麻夜麻登云々、とよみたまふ、此比売命の御歌なるは、かの倭郷をのたまへるなれども、袁陀弓夜麻といふは、一国の倭によれる枕詞にて、楯を立並べたる如くに、山のめぐれるをのたまへるなり、右の件の古言どもみな、此国は山の周廻れる中にあることをいへるなれば、夜麻の山なることは論なし、登には三つの考へあり、一つには、登は処にて、山処の意なるべし、処を登とのみいへるは、立処伏処寐処竈処并処祓処足処などの例のごとし、又止字を古く登と訓むこと、書紀の私記に、古語謂「居住」為止とあり、字書にも、居共住共注し、説文に処字を止也と注し、玉篇に、処字を居也と注したるなどをも思ふべし、二つには、登は都富の約まりたるにて、山都富なるべし、都は例の之に通ふ助辞、富は字は仮字にて、すべて物につまれこもりたる処をいへる古言なり、されば是又山のめぐれるよしをもて負へる名なり、そのよしを委くいはむには、応神天皇の、葛野を望坐てよませたまへる大御歌に、知婆能、加豆怒袁美礼婆、毛々知陀流、夜邇波母美由、久爾能富母美由とあるは、葛野のあたりは、今の平安京の地なれば、山のめぐりてつゝみたる中に在て、山代国の奥区なるをもて、国の富とのたまへるなり、さてこれに、かの倭建命の御歌に、夜麻登波、久爾能麻本呂波云々、阿袁加岐夜麻、碁母礼流、夜麻登云々、とある御歌を合せて見べし、麻本呂波の麻は真、呂波は助辞にて、これも久爾能本なり、又書紀には此御歌を、景行天皇の大御歌とし、麻本呂波を、摩保邏摩とありて、釈紀に私記曰、師説謂、鳥之

和支乃之太乃毛乎為保羅磨也、摩謂真実也、言鳥腋羽乃古止久掩藏之國也、案奧  
 区也、今俗謂保呂羽訛也云々、今案、大和國者奧区之由褒美也といへる、これも山の周廻  
 れる中につゝまれこもりたるよしなり、但し鳥腋羽乃古止久といへるは、いさゝかたがへる  
 か、かの羽に譬へてまほらまといふにはあらず、されど鳥の保羅羽も、翅の内につゝまれこ  
 もれる羽という意にて、羅は助辞なるべければ、保といふ言の意は同じきなり、又古言に、ふ  
 ふまるほゝまる、又ふほごもりなどいへるも、布と保とは通ふ音にて、含まれこもれる意、ま  
 た懐も、今伊勢人などは即ほところともいひて、これも衣につゝまれこもれる所をいふ、中  
 昔の言に山ぶところといへるも、人の懐にたとへたるにはあらず、たゞ山にこもれる地とい  
 ふ意なり、又書紀神武卷に此倭を、秀真國とほめたまへるよし見えたる、此秀も同じ意なる  
 に、秀字をしも書れたるは、上に引る古言どもにみな此國をば、山のめぐれるを以て美稱へて、  
 勝れたる事にいへれば、おのづから此字の意にも相通ふなり、されど言の本の意は、浪秀な  
 どの秀とは異なれば、此字の意にはあらず、然るを契沖などが、かの摩保羅摩、又万葉集の  
 五の卷九の卷十八の卷などに、國之麻保良とよめるなど、みな真秀の意なりとして、かの私  
 記の説を、おほつかなしといへるは、中々に考への至らざるなり、かの万葉の歌どもなるは、  
 山のめぐれる意にもあらず、又真秀の意にもあらず、たゞ國といへるまでにて、麻保良はい  
 と軽くて、意なきがごとく聞ゆめるは、上つ代よりいひなれたる言の、意の幾重も転り変れ

る物なるべし、又真原マハラの意ぞといふ説も、かの応神天皇の大御歌に、富ホとのみよませたまへ  
 るにかなはず、すべてかかることは、そのもとをよく考へ明らめて、末の転ウツれる方にはなづ  
 むまじきわざなるをや、三つには、登トは、宇都ウツの宇ウツを省ハフき、都ツを通トはしいへるにて、山宇都ヤマウツの  
 国なるべし、かくてその宇都ウツは、うつほ無戸室ウツムロなどの宇都ウツならむかとも思へども、なほ内と  
 いふことなるべし、古ヘに内を宇都ウツといへる例多し、其中に万葉の歌に、垣内カキツとあるは、垣都カキツと  
 も書て、仮字カナに可伎都カキツとあると同じければ、然訓シカユムべきことしるし、今本イマホンにかきうちとよめる  
 はわろし、さればこれ、内をうつといひ、その宇ウツを省ハフけることをも兼たる例なり、さて今世イマヨに、  
 垣内と書て加伊登カイトと唱ふる地名、こゝかしこにあるは、加伎都カキツの転ウツれるにて、字は本のまま  
 に書伝キへたるものなり、これ又宇都ウツの都ツを登トともいふべき例なり、なほ都ツと登トと通ふ例もつ  
 ね多き中に、上に引る応神天皇の大御歌には、葛野を加豆怒カヅヌとよみたまへるに、和名抄など  
 には加止乃カドノと見え、参河国の郷名の磯泊シハズを、和名抄には之波止シハドとしるし、万葉に高円タカマドを高松  
 ともおほく書るなどは、ことに近チカし、さてかの青牆山アラガキヤマこもれるとあると、玉牆タマガキノウツクニ内国とあると  
 を思ひ合せて、山内国ヤマウツノクニと名づくべきことをさとるべし、玉牆タマガキノウツクニ内国とは、玉牆タマガキノウツクニを造りめぐら  
 したらむ如くに、山の周メツれる内なる国といふ意なればなり、上カムノクダリ件師の山門ヤマドの説と、己が此  
 三つの考へとのうち、見む人心のよらむかたをとりてよ、此国の名には、古ヘよりとりくくの  
 説どもあれども、みなよろしからず、一つ二つ論アゲツラはば、まづ書紀私記に、天地剖判ワカチテ、泥湿未ヌシメ

乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、又古語謂居住為止  
 言止往於山也といへるは、もとより天下の大号と見ていへる説なれば誤なり、また泥  
 湿未乾などいへるみな、ふるくより山跡と書ならへる文字につきて、おしはかりに設けたる  
 妄説なり、泥湿の乾ざりし事も、山に住し事も、古書に見えたることなし、書紀神代卷に、  
 古国稚地稚 などいへる事はあれども、これは国も人もいまだ出来ぬさきの事なれば、山  
 に住などいふべき時にはあらずかし、然るを契沖が、此名をもと一国の名と見て、和州にかぎ  
 りて泥湿のかわかざるべきにあらずといひて、此私記の説を取ざりしは、さる事なるに、な  
 ほ山跡の字になづみて、和州は四面みな山なれば、往來の跡山におほかるべしといひて、万  
 葉集におほく山跡と書るなどを証に引るは、ひがことなり、山に往來の跡のおほからむから  
 に、国の名に負べくもあらず、もし山に住とならば、猶さもいふべけれど、その説をとらざる  
 うへは、跡の意はいはれず、すべて古は字の義にはかゝはらず、訓の通へば、いづれにまれ  
 借て書る例おほかる中に、地名などはことに借字のおほかるを、契沖などは、猶文字になづ  
 む世間のくせのうせざりしぞをかし、さて又万葉考の、かの倭郷を名の本とせられたる説に、  
 大坂門木門などの如く、上つ代に此郷より東へ越る山門有て名づけつらむ、といはれつる  
 は、従ひがたし、其故は、大和国こそまことに四方みな山門より出入れば、其説いはれたれ  
 かの郷のあたりは、然いふべき地のさまにもあらず、又さる古き証もなくして、たゞ上つ代

に東へこゆる山門ありて名づけつらむとは、みだりなればなり、おしてかくいはば、山近き地は、何処イスクにても然いはるべし、そのうへかの郷の名を本とするは、いかゞなること、上に委イくひへるが如くなるをや、又或人の説に、大和は伊駒山の東南なる国なれば、山外ヤマトの意なり、かの山の北なる国を山背ヤマシロといふにてしるべし、といへるもわろし、東南を外トといふべき由なく、山背ヤマシロてふ国名も、伊駒山によれるにはあらず、かれは大和を主ムネとして、その北の方の山の後ウシロなるよしなり、されば山背ヤマシロに對ムカへては、倭は山内ヤマウチとこそいふべけれ、外トとはいかでかいはむ、そのうへ外トといひては、かの青垣山アヲカキヤマごもれるなどおほくある古語どもにもそむけり、又倭は、北なる奈良坂ナラザカの方のみ山低ヒキくして開ヒラけたるをもて、山門ヤマト国といふ、といへるも心得ず、かの師の考への如く、四方みな山門ヤマトより出入デラむにこそきは名つくべけれ、その中の一かた山低ヒキきにつきて山門ヤマトといはむは、似たる事ながらいたく違タガへる物をや、又或説に、伊邪諾伊邪冉尊サナギイサナミの大八洲オホヤシマを生ウミます時に、始めに大日本豊秋津洲オホヤマトリアキツシマを生ウミマセ坐マる故に、やまとは八洲本ヤシマモトといふ意の名なりといふは、七洲ナナシマを除ノゾきての头号オホナにつきていへるなれば、かなはず、そのうへ八洲ヤシマを生ウミませる次第ツイデも、古事記には、大倭は終りなるをや、又契沖が説に、釈名に山産也ハナリ、産スルコト生ラ万物モノ也ナリといへるを引て、嘉号なる故に天下テンカの惣名に用ひらるゝ、よしいへるは、古の意にあらず、後に万の事ツケ問クニクニきたになりての世にこそ、諸国ヨキモシ郡郷名ツケなど、好字ヨキナを著ツケよ嘉名ヨキナを取トれなスといふことも有リつれ、夜麻登ヤマトといふが天の下オホナの头号オホナになれるは、上つ代ウヘノ代ノよりのことな

れば、さるさだあるべくもあらぬをや、  
 秋津島は、古事記に、大倭帶日子国押人命、坐<sup>マシマシテカスラキノムロノ</sup>葛城室之秋津島宮<sup>アキツシマノミヤニシロシメシキノ</sup>治<sup>ミ</sup>天下<sup>ノ</sup>一也と  
 見え、書紀にも此御卷に、二年冬十月遷<sup>ス</sup>都於室地<sup>ムロノトコロニ</sup>、是謂<sup>ヲ</sup>秋津島宮<sup>ノ</sup>と有て、もと此孝安天  
 皇の都の地<sup>トコロノ</sup>名なり、かの神武天皇の、猶<sup>コト</sup>如蜻蛉之臀<sup>アキツノトナメセルガ</sup>帖<sup>ト</sup>にて、即此地のこと  
 にて、かの大詔<sup>オホミコト</sup>より起れる名なり、腋<sup>ワキノカミ</sup>上も嗛<sup>ホホモノ</sup>間丘<sup>ノ</sup>も室も、みな相近きところにて、大和国<sup>ヤマト</sup>  
 葛<sup>カヅラキノカミ</sup>上郡<sup>ノ</sup>なり、さて孝安天皇の百餘年久しく敷<sup>シキマセ</sup>坐<sup>ミ</sup>りし京師の名なるから、秋津島倭<sup>アキツシマヤマト</sup>とつゞ  
 けていひならひ、その倭に引れて、つひに天の下の大名にもなれることは、師木島<sup>シキシマ</sup>と全同<sup>モハラ</sup>じ  
 例なり、次に委<sup>ウケ</sup>くいふを合せ見べし、然るにかの神武天皇の国状<sup>カタ</sup>を御覽<sup>ミソナハ</sup>して、蜻蛉<sup>アキツトビ</sup>の臀<sup>ヒ</sup>帖<sup>ト</sup>せ  
 るが如しとのたまへるを、或<sup>アル</sup>は天の下のこととし、或は大和一国の事とするから、此秋津島  
 てふ名をも、然<sup>シカ</sup>心得<sup>ココロヲ</sup>めれども、然にはあらず、国状とあるにつきては、なほ疑ふ人もありぬ  
 べけれど、古<sup>ヘ</sup>は後に郡郷<sup>ノ</sup>などになれるほどの地<sup>トコロ</sup>をも某国<sup>ソノクニ</sup>といへる、常のことなれば、なにご  
 とかあらむ、さて雄略天皇の吉野に幸行<sup>イデマシ</sup>し時に、虻<sup>アム</sup>の御腕<sup>ミタコムラ</sup>を咋<sup>クヒ</sup>たるに、蜻蛉<sup>アキツトビ</sup>飛来<sup>トヒキ</sup>て、その  
 虻<sup>アム</sup>を咋<sup>クヒ</sup>ける時の大御歌に、手<sup>タ</sup>こむらに、虻<sup>アム</sup>かきつき、其あむを、阿岐豆<sup>アヤツ</sup>はやくひ、かくのご  
 と、名<sup>ナ</sup>に負<sup>オス</sup>むと、そらみつ、倭<sup>ヤマト</sup>の国<sup>ノ</sup>を、阿岐豆<sup>アキツシマ</sup>と云<sup>フ</sup>、とよませたまひ、それより其地<sup>ソノコ</sup>を阿岐  
 豆野と名づけられし事、古事記に見えたり、此御歌の意は、古<sup>ヘ</sup>より此倭国<sup>ノ</sup>を秋津島といふこ  
 とは、今かくの如く、其名<sup>オヒ</sup>に負<sup>オス</sup>て蜻蛉<sup>アキツ</sup>が功<sup>イサヲ</sup>あらむとてなり、とよみなしたまへるなれば、秋

津島の事にはあづからず、然るを書紀には、此御歌の詞、はふ虫も、大君に、まつらふ、汝ががたは置む、秋津島倭とあり、是はすなはち汝が名におへる此秋津島倭国に、形をのこしおきて、此地を蜻蛉野と名づけむ、とのたまふ意なるべし、されどこはよくせずば、此時の蜻蛉の功によりて、国名を秋津島と名づけたまへること聞えて、まぎれぬべし、さてまた秋津の津は、古事記書紀万葉など古書にあまた出たる、仮字には皆阿岐豆と、濁音の豆をのみ書て、清音の仮字書るは一つもなし、後世に清てよむは訛なり、虫の名も同じ、又この島を洲とも書るにつきて、阿岐豆須ともいふは、ことにひがことなり、洲字は須に用るはつねのことなれども、秋津洲のとき然いふことは、例もなくことわりもかなはぬことなるをや、さて又海なき地に島といふ名のあることは、志麻とは、もとは必しも海の中ならねども、山川などにまれ、周れる界限のある地をいふ名なること、始にいへるが如くなれば、此秋津島なども、山のめぐれるをもていふなり、蜻蛉の臀帖せるが如しとのたまへるも、青山のめぐれるさまなるを思ふべし、またそのあたりを室といひしも、さる由にてつけたる名にやあらむ、猶他にも例多し、書紀に、越国を大八洲の一つにとりて、越洲といへるも、海は隔たらねども、彼国は、いづくよりも山を隔てて、別に一区なるが如くなればなるべく、筑紫の宇佐を宇佐島とあるも、山川などのめぐりて、一区の地なる故なり、又応神天皇の都は、大和国高市郡の軽といふ所なるを、軽島といひ、欽明天皇の都は、師木といふ所なるを、師木

島シマといへるなども皆同じ、此餘ノホカにも海なき国々に、某島ナニシマといふ地名のおほかる、多くは此例にてぞつけつらむ、その中には、かならずいちじるき界限サカヒはなき地トコロをも、ことさらに一區ヒトツボとしめ定めて、名づけたるも有ぬべし、それもなづくる意は同じ事なりかし、

師木島シキシマは、古事記に、天国押波流岐広庭命者、坐マシマシテ師木島大宮治シキマノオホミヤシロシメシキ、天下アマノ也と見え、書紀にも此御代の巻に、元年秋七月丙子朔己丑、遷シタマフ都倭国磯城郡磯城島金刺宮ミヤトと有て、もと此欽明天皇の都の地名トコロノナなるを、万葉集の歌どもに、しきしまのやまとの国とよめり、抑かくのごとくしきしまのやまととつゞけいへる意は、もとは大和一国をさしてにはあらず、京師ミヤコをさしてやまととはいへるにて、しきしまの都ミヤコといはむが如し、かの万葉の歌に、やまとには、鳴てか来クらむ、よぶこ鳥、とよめるやまとも、殊に京師ミヤコをさしていへると同じ、又かの秋津島倭とつゞけいふも、もはら同じくて、本は秋津島の京ミヤコといはむがごとし、さればその秋津しまも師木島も、共にみな京の名をいへるにて、国の名にはあらず、これらもし一国のことならば、倭の秋津島、倭のしきしまといはではことわりかなはず、さて本はいづれも右のごとく、京師ミヤコをいへるなれども、かくつゞけなれては、やがて一国の倭にも転ウツして、秋津島やまとの国とも、しきしまの倭の国ともよめるは、枕詞のごとくにもなれるなり、さてまた転ウツりて、万葉十九卷に、立わかれ、君がいまさば、しき島の、人はわれじ、いはひてまたむとよめるは、大和国オホヤマトをやがてしき島といへるなり、こはかの奈良ナラを青によし、難波ナニハをお

してるとのみいへるに似たり、さてまた倭にひかれて、つひに天の下の大号の如くになれる  
 ことも、秋津島ともはら同じ、又歌の道をしきしまの道といふは、大号より出て、又転れる  
 ものなり、さて此師木島シキシマてふ名の起りオコをとくに、崇神天皇と欽明天皇と二御代フタミヨの都を兼てい  
 ふは誤リなり、其故は、すべてかゝることに、古ヘを考へ合せていふは、物しり人のうへのわざ  
 にこそ有れ、世間ヨリナカのなべての人は、たゞ何となく、さしあたりたる事よりこそはいひ出る物  
 なれ、古ヘを思ひていふものにはあらず、されば京ミヤコをしき島といふも、たゞ欽明天皇の御時に  
 いひならへる、当時ソノトキの京の名を、他京コトミヤコにうつりて後も猶ヘ云るが、おのづからなべての京の称  
 のごとなれるなり、たとへば、もろこしにも唐タウといへるが、後々の代までかの国の名になれ  
 る、それもたゞ李姓リウヂの唐よりいひならへるにこそあれ、古ヘの唐堯の唐をもかねていふにはあ  
 らざるがごとく、これも古ヘの崇神天皇の京までを思ひていひならへるにはあらず、もしまた  
 はやく崇神天皇の都よりいひ出たりとならば、後の欽明天皇の都までを待マツべきにあらずかし、  
 又かの伊邪那岐命イナギノミコトの詔ノタマへりし称辞タタヘコトどもの意、浦安国は、上にいへるが如し、細戈クハシボコ千足国チダルクニとは、  
 細戈は知チの枕詞にて、細は戈をほめたる詞なれば、久波斯クハシと訓べし、知チとつゞく意は、玉矛タマボコ  
 の道といふと同じ、道も美は御ミにて、添ソヘたる言なれば、枕詞はかならず知チへ係カガれり、さるは  
 古戈ヘホコの柄に、知チといふ処の有しなるべし、凡て手に取て引拳ヒキアツクべき料に付ツケたる物を、知チと云例  
 多し、今も幕などに乳チと云ものこれなり、されば戈にても、取持リツところを然サはいへるなるべ

し、さて枕詞よりつゞきたる意は、此知てふ言のうへのみにて、千足チダルの意は別コトなり、そは上に引る応神天皇の大御歌に、毛々モモ知陀流チタル、夜邇波母美由ヤニハモミユとある、知陀流チタルこれなり、此事は古事記伝に委マカいへれば、こゝにははぶきつ、磯輪シワノボル上秀真国ホツマクニは、磯輪シワノボル上は、これも枕詞とは聞えたれども、いかにいへるにか、いと心得がたし、されど強シビていはば、磯輪シワノボルは皺シワにて、波ナミをいへるか、古今集なる壬生忠峯が長歌に、立浪の、浪の皺シワにや、おほ、れむとよめるも、もしくはもとより、浪を皺シワともいへる事の有し故にや、と思はるればなり、もしさもあらば、上ノボルは浪の立のぼるなり、かくいふこゝろは、浪のたつを波ナミの秀ホといへること、書紀万葉などに見えたれば、波立のぼる秀ホといふ意につゞきたるなるべし、故上カレをもしばらく能煩流ノボルとは訓つ、されどこはこゝろみにいへるばかりなり、なほよく考ふべし、さてこれも、枕詞よりつづきたる意は、右の如くにて、秀真国ホツマクニの意は然らず、その秀ホの意は上ホにいへり、かくて此三つは、たゞ畿内の大和国ヤマトをほめて、かくのたまへるのみにて、まさしき国名クニナにはあらず、故書紀カレに目メし之ヲと書カカれたり、さればいふまでもあらず天の下の大号オホナにもあらねども、倭のちなみにいさゝかこゝには挙アゲつるなり

## 倭の字

倭の字は、もともろこしの国よりつけたる名にて、その始めて見えたるは、前漢書地理志

に、東夷天性柔順、異於三方之外、故孔子悼道不行、設稔於海、欲居九夷、有呂也夫、樂浪海中有倭人、分爲百餘國、呂歲時來獻見云、といへる是なり、その後の書どもにも、みなかく倭人といひ、又はぶきて倭とのみもいへり、さて倭とは、いかなる意にて名づけつるにか、その由はさだかに見えたる事はなけれども、かの漢書に、東夷天性柔順と書出して、有倭人とつらねいへるを思へば、班固が意は、説文に、此倭字の本義を、順貌と注したると同じくて、柔順なる故に倭人とはいふと心得たることく聞ゆめり、されどそれも字につきてのおしはかりなるべし、また皇國の旧説に、此國之人、昔到彼國、唐人問云、汝國之名稱如何。自指東方答云、和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後謂之和奴國也、と釋日本紀元々集などに載られたれども、これも信がたき説なり、そのゆゑは、まづ和奴國といふ名は、後漢書にはじめて見えて、倭國之極南界也とあれば、皇國の内の南の方の國の名なるを、唐書などにこゝろえあやまりて、皇國の旧の大号のごとく書を、そののちみな此誤りを伝へて、かしこにてもこゝにても、たゞさる事とのみ思ひ居るは、いみじきひがことなり、この事おのれ馭戎慨言につばらかに辨へ論へり、されば倭奴は、もとより國名にまれ、又我といふ意にて答へたるにまれ、皇國の内の一國の名なれば、これをもて大号の倭てふ意を説べきにあらず、又或説に、倭奴國を唐國の音にていへば、於能許にて、礮馭盧島といふ事なり、といへるもひがことなり、礮馭盧島は、大八洲より先には出来つれども、淡路

島のほとりにある一つの小島の名にこそあれ、神代より天の下の大号にいへることさらになし、然れば皇国人のいはぬ名を、外国の人の知て名づくべき由あらめやは、此説はもと、近き世に神道者といふものの、此おのころ島を、皇国の本号のごと説なせるによりていへるなり、また倭奴国といふはおのころ島、おのころ島は丈夫島といふ意なりといふ説は、殊にあたらぬ事なり、こは於と袁と音の異なるをだにえしらぬみだりごとぞそかし、夜麻登といふに、やがて此倭の字をあてて書事は、いとく古よりのことと見えたり、古事記にもみな此字をかき、又書紀にも、日本と書て夜麻登と訓事は、神代巻に、此云耶麻騰と註あれども、倭の字を書くにはかゝる註もなければ、世にあまねく用ひならへることしられたり、すべて文字は、万の物の名も何ももちの国のを借用る例なれば、これもかの国より名づけて書る字を、そのまゝに用ひむ事、さもあるべきわざなり、然るを此字嘉号にあらず、といひて嫌ふ人あれども、字の意はいかにもあれ、皇大御国の号となりては、すなはち嘉号なるをや、さて此倭の字、もろこしより名づけたるは、大号のみにて、畿内のやまとをば、皇国人のいへるを聞てかけりとおぼしくて、後漢書魏志などに耶馬台、隋書北史などにも耶摩堆といへり、然れども皇国にては、畿内のにも通はして、みな倭の字を用ひたり、

## 和の字

和といふは、皇国にて後に改められたる字なり、さる故に、異国の書に、大号に此字を書ることさらになし、思ふにこれは、古より倭の字を用ひ来つれども、もと異国よりつけたる名にして、美字にもあらずとしてぞ、同音の好字をえらびて、改められたりけむ、さるは古はたゞ、夜麻登といふ名をのみむねとはして、文字はいかにまれ、仮の物なれば、よきあしきさだにも及ばず、あるまゝに倭の字を用ひ来にしを、やゝ後には、文字の好悪きをもえらばるゝ事になれりしなりけり、さて此和の字の事、上に引る漢書の文、又順貌と注せるなどに、和順などともつゞくを合せておもへば、倭と字義も遠からず、また書紀の継体天皇御巻の詔に、日本鬘々名擅天下云々とある、鬘は醜と通ひて、詩の大雅に醜々といふ註に、鳳凰鳴之和也とも、和之至也ともいへる、又聖徳太子の憲法の首に、以和為貴とある、又もろこしにて雍州といふは、もと王都の国の名なる故に、皇国にても後世にこれにならひて、山城国を雍州といふ、此雍字も醜と通ひて、和也という註ある、これらはみな由あれば、いづれにまれその義を取れたるかとも思はるれど、それまでもあるべからず、すべての事後に考ふれば、おのづから由ある事どもは、くさぐさいでくる物なり、また子華子てふ書には、太和之国といふこともあれども、これらはさらに由なし、

倭を、この和の字に改められつるは、いづれの御代にかと考るに、齊部正通の神代卷口決に、天平勝宝改<sup>ニメテス</sup>為<sup>ト</sup>大和<sup>ト</sup>と見え、拾芥抄にも、天平勝宝年月日改<sup>メテス</sup>為<sup>ト</sup>大和<sup>ト</sup>とあり、これらは後世の書なれども、よりどころありげに聞ゆる故に、なほ古書どもを考へ見るに、まづ古事記はさらにもいはず、書紀にも和の字にかけることは見えず、続紀に至りて、はじめて此字にかけること見えたり、これによりて、かの天平勝宝とあるが、妄<sup>ミダリ</sup>にもあらざることをかつくしりぬ、されども然<sup>シカ</sup>改められたることはしるされず、故<sup>カレ</sup>なほ委<sup>クハシ</sup>く彼紀を考ふるに、はじめのほどは倭の字をのみ書て、そのあひだには、和の字に書るは一つも見えず、元明天皇の御代、和銅六年五月の大命<sup>オホミコト</sup>に、畿内七道諸国郡郷名著<sup>ツケヨロキモシラ</sup>好字<sup>ニ</sup>とあれども、これは改<sup>マ</sup>らずと見えて、其後も猶もとのまゝに倭字<sup>ウヂ</sup>なり、さて聖武天皇の御代、天平九年十二月丙寅、改<sup>メテ</sup>大倭国<sup>ウヂ</sup>為<sup>ス</sup>大養徳国<sup>オホヤマト</sup>、同十九年三月辛卯、改<sup>メ</sup>大養徳国<sup>ウヂ</sup>依<sup>レ</sup>旧<sup>ニ</sup>為<sup>ス</sup>大倭国<sup>ウヂ</sup>とあれば、此時もなほ倭の字なりしことしられたり、其後も孝謙天皇の天平勝宝四年十一月乙巳日<sup>トコロ</sup>の下に、以<sup>テ</sup>従四位上藤原朝臣永手<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>大倭守<sup>ト</sup>とあるまでは、みな倭字<sup>ウヂ</sup>にて、その後天平宝字二年二月己巳日<sup>オホミコト</sup>の勅<sup>ト</sup>に、はじめて大和国と見えたる、これより後は、又みな和の字をのみかかれたり、これにてまづ、勝宝四年十一月より、宝字二年二月までの間<sup>アヒタ</sup>に改められたりとはしられたり、それも何となく和の字を書出せるにはあるべからず、かの養徳と改められし時の例を思へば、此和の字も、かならず詔命<sup>オホミコト</sup>にて著<sup>ツケ</sup>られたりけむを、紀にはその事しるし漏<sup>モラ</sup>されたるなるべし、類

聚国史などにも見えざれば、後に写し脱オトせるにはあらじ、さて又万葉集を考ふるに、十八の巻までには、歌にも詞にも、和の字を書る所はなくして、十九の巻、天平勝宝四年十一月二十五日、新嘗会ニヒ肆宴シユ、応詔歌六首の中に、右一首大和国守藤原永手朝臣とある、これ and の字を書る始めなり、又二十卷に、先太上天皇詔シテ陪從王臣ニ曰ク、夫諸王卿等官賦シテ和歌ニ而奏ス云々、右天平勝宝五年五月云々とある、これに始めて和歌とも書り、そもくかの永手朝臣を大倭守とせられしは、上に引る紀の文のごとく、勝宝四年十一月乙巳日にて、乙巳は二日なるに、ここに猶倭の字をかけると、此万葉に、その同月の二十五日の事に、和の字を書るとを引合せておもへば、まことに天平勝宝四年十一月の、三日より二十四日までのあひだに改められたるなりけり、さて又大倭宿禰といふ姓ウヂは、かの養徳と改められし時も、その字にしたがひて、大養徳宿禰とかゝれたれば、和の字に改まりたる時も、それにしたがふべきわざなるに、宝字元年六月の所までも、なほ倭字をかきて、同年十二月の文より、始めて大和宿禰とあり、そのころは既に姓氏の文字なども、私に心にまかせてはかゝず、必おほやけより勅ミコトノリ有て、定められし事なれば、国名の和の字に成しとき、此姓の字も、然改むべき勅あるべきに、其後しばしなほ旧モトのまゝに書しは、此姓の字改むべき勅は、宝字元年に至りて有しなるべし、さて宝字元年の所に、此姓を大和宿禰と書るにて、国名の方は、それよりさきに既に改まりつること、いよゝいちじるし、すべて続紀には、はじめに倭の字なるほどは、みな倭の字をの

み書て、和と書ることなく、和の字に書始<sup>キ</sup>めて後は、又みな和の字のみにて、倭を書<sup>カキマシ</sup>雑へた  
 ることはなければ、改められつる年月も、おのづから右のごとくには考へしらるゝなりけり、  
 然るを田令の中に、大和と書る所あり、又書紀<sup>シ</sup>崇神<sup>ノ</sup>御卷にも、和と書る所一つあり、又続紀八  
 の巻にも、二所大和国とかき、和琴ともかき、又万葉集七の巻にも和琴とかける、これらはみ  
 な後に写し誤れるものなり、その前にも後にもいとおほかるやまとに、みな倭の字のみ書  
 る中に、いとまれく<sup>ク</sup>に一つ二つ和と書<sup>ク</sup>べき由なければなり、後<sup>ノ</sup>世には、心にまかせて通は  
 し書く故に、たゞ同じことと心得居て、ふと写したがへたるなるべし、又和銅てふ年号もあ  
 れども、此和はやまとの義<sup>ココロ</sup>にはあらず、さて上<sup>カムノクダリ</sup>件<sup>ノ</sup>続紀に出たるは、皆畿内<sup>ウチツクニ</sup>の大和<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>の名<sup>ヒトクニ</sup>  
 の字にて、天の下の大<sup>オホナ</sup>号のやまとのさだにはあらず、大<sup>オホ</sup>号のには、書紀よりして、おほくは  
 日本といふ字を用ひられたりし故に、そのさだには及ばざりしにや、和の字に改まりて後も、  
 畿内<sup>ノ</sup>の国<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>ならぬには、なほ倭の字をも廢<sup>ステ</sup>ずして、すなはち続紀などにも、倭根<sup>ヤマトネ</sup>子<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>な  
 どとかゝれ、その外にもおほく見えたり、しかはあれども、大<sup>オホ</sup>号も本はかの一<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>の名<sup>ノ</sup>よりお  
 これるに、その本を改められつるうへは、何事にもみな、和の字を用ひむをや宜<sup>ヨク</sup>しとはいふ  
 べからむ、

日本ニホム 比能母登ヒノモトといふ事をも附いふ

日本ニホムとは、もとより比能母登ヒノモトといふ号ナの有しカケを書る文字にはあらず、異国アマシクニへ示さむために、ことさらに建られたる号なり、公式令詔書式ノに、明神御宇大八洲天皇詔旨とあるをば、義解ルに用ニ於朝廷大事之辞ナリといひ、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以テ大事ヲ宣ル於蕃国使ニ之辞ナリ也、といへるをもて知シべし、さて此号を建タテられたるは、いづれの御代ぞといふに、まづ古事記に此号見えず、又書紀皇極天皇の御卷までに、夜麻登ヤマトといふに日本とかゝれたるは、後に此紀を撰エラばれし時に、改められたる物にして、そのかみの文字にはあらざるを、孝徳天皇即位、大化元年秋七月丁卯朔丙子、高麗百濟新羅並遣ミナシテ使進ラル調ミツギラ云々、巨勢徳大臣詔ノ於高麗使ニ曰、明神御宇日本天皇詔旨ク云々、又詔テ於百濟使ニ曰、明神御宇日本天皇詔旨ク云々と見えたる、これぞ新アラタに日本といふ号を建タテて、示シしたまへるははじめなりける、故さき々々の詔のさまとは異コトになむありける、また同二年二月甲午朔戊申、天皇幸テ宮東門ニ、使シ蘇我右大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連国造ヤツコアメノシタノオホミタカラノリタマフ伴造及諸百姓云々、これは異国人アマシクニに示す詔にはあらされども、此号を建タテられて、始めたる詔なるが故に、かく宣ノリて、皇朝の人どもにも、新アタラシキ号を示したまへるなり、もし然らざれば、日本倭根子と、倭ヤマトへ重ねて宣カサたまへるは、やまとくと、同じことのいたづらに

重なるにあらずや、かゝればこの日本といふ号は、孝徳天皇の御世、大化元年にはじめて建  
 られたることいちじるし、然るを世々の識者ども、かの文をよく考へざる故に、何れの御  
 代より始まりしとも、えしらざるなり、すべて此孝徳の御世には、年号なども始まり、その  
 外も新に定められつる事ども多かれば、此号の出来しも、いよ、由有ておぼゆるなり、さて  
 これをもろこしの書どもと引合せて、験るに、隋の代までは倭とのみいへるを、唐にいたり  
 て、始めて日本といふことは見えたり、新唐書に、日本古倭奴国也云々、咸亨元年遣使賀  
 平ニ高麗、後稍習夏音、悪倭名更号日本、使者自言国近日所出以為名、或云日本  
 乃小国、為倭所并、故冒其号、使者不レ以情、故疑焉といへり、旧唐書には、倭と日本と  
 を別に挙て、日本国者倭国之別種也、以<sub>三</sub>其国在<sub>二</sub>日边<sub>一</sub>故以<sub>二</sub>日本<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>名、或曰<sub>下</sub>倭国自<sub>レ</sub>其名  
 不<sub>レ</sub>雅、改<sub>中</sub>為<sub>上</sub>日本、或曰<sub>三</sub>日本旧<sub>二</sub>小国<sub>一</sub>、併<sub>二</sub>倭国之地<sub>一</sub>といへり、これらを見るに、此号の出  
 来ていまだいくほどもあらざりしころなる故に、彼国にては、いまださだかには知らざりし  
 なり、大化元年は、唐太宗が世、貞観十九年にあたれるを、かの咸亨元年は、その子高宗が世  
 にて、天智天皇の九年にあたれば、廿五年後なり、その間にも往来は有つれども、なほかの  
 国へは、もとのまゝにて御言は通はされて、日本といふ新号の建しことは、たゞ此方の人  
 のわたくしに語れるなどを、かつぐ聞るばかりにぞ有けむ、さて後文武天皇の御代に、粟  
 田朝臣真人を大御使につかはししをりよりぞ、かの国へも正しく日本とはなのられける、此

朝臣かしこにまかり著<sup>ツキ</sup>たりし時に、いづれの国の御使ぞととはれて、日本国の使なりと名のりしこと、続紀に見え、又かの旧唐書にもさきくの往<sup>ユキ</sup>來の<sup>キ</sup>ことをば、みな倭国といふ方にしるして、日本国といふ方には、此真人<sup>マレト</sup>朝臣のまかりけるを始めとしてしるしたり、此時かの国は武后が世なりき、故<sup>カシ</sup>或説に此号を、唐武后が時にかの国よりつけたるごとくにいへるは、ひが事ながら此由なり、さて又三韓の使には、大化元年にすなはち宣<sup>ウ</sup>知<sup>リ</sup>ませたまひしこと、上に書紀を引ていへるがごとくなるを、その国の東国通鑑といふ書に、新羅の文武王十年のところに、倭国更<sup>メ</sup>号<sup>テ</sup>日本<sup>ト</sup>、自言<sup>ラフ</sup>近<sup>シ</sup>日<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>出<sup>ル</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ト</sup>名<sup>ト</sup>といへるは、唐の咸亨元年にありて、年も文も同じければ、かの唐書をとりて書たる物にて、論にたらず、すべて東国通鑑は、かくさまのうけがたき事のみぞおほかる、

日本としもつけたまへる号<sup>ナ</sup>の意は、万国を御照<sup>ミテ</sup>します、日の大御神の生<sup>ア</sup>ませる御国といふ意か、又は西<sup>ニシ</sup>蕃<sup>ノ</sup>諸<sup>モロ</sup>国<sup>ノ</sup>より、日の出る方にあたる意か、此二つの中に、はじめのは殊にことわりになかへれども、そのかみのすべての趣を思ふに、なほ後の意にてぞ名づけられたりけむ、かの推古天皇の御世に、日出<sup>ス</sup>処<sup>ノ</sup>天子とのたまひつかはししと同じころばへなり、夜麻登<sup>ヤマト</sup>といふに、日本といふもじを用ふことは、書紀よりはじまれり、そはいまだ例なき事にて、世人<sup>ウ</sup>のまどふべき故に、神代<sup>ウ</sup>卷に、日本此<sup>レ</sup>云<sup>フ</sup>耶麻騰<sup>ヤマト</sup>、下皆効<sup>ナラヘ</sup>此<sup>ニ</sup>、といふ訓注はあるなり、古事記は、大化の年よりはるかに後に出来つれども、すべての文字も何も、ふるく書<sup>キ</sup>

伝へたるまゝにしるされて、夜麻登にもみな倭字をのみかきて、日本とかゝれたる所はひとつもなきを、書紀は、漢文をかざり、字をえらびてかゝれたる故に、あらたに此嘉号をあててかゝれたるなり、但し畿内の一国のやまとは、おほく倭とかき、天の下の大号のには日本とかき、又一国の名の時も、おほやけにかゝれるをば日本とかゝれて、紀中おほかた此例なり、人名も此こゝろばへにて、天皇の大御には日本、さらぬ人の中には倭とかゝれたり、神日本磐余彦 天皇倭 姫命などのごとし、日本武尊は、天皇の大御父に坐て、よろづ天皇とひとしきゆゑに、日本とはかゝれつるなり、  
 比能母登といふ号は、古の書に見えず、日本といふは、意はその意なれども、もと異国へしめさむために設けたまへるなれば、ひのもととはよまず、始めより爾富牟と字音にぞいひけむ、万葉集に日本之とあるを、ひのもととの訓るところ多かるは、後人の、しひて五言によまむためのひがことにて、皆四言にやまとのとよむべきなり、たゞ三の巻なる不蓋山の長歌に、日本之、山跡国乃云々とあると、続後紀十九卷、興福寺の僧の長歌に、日本乃、野馬豪能国遠云々、また日本乃、倭之国波云々、などがある、これらのみはひのもととなり、されどこは国号にいへるにはあらず、倭といはむ枕詞なり、それにつきて、おのれいまだわかゝりし程に思へりしは、やまとを日本と書故に、その字のうちまかせたる訓を、やがて枕詞におけるにて、春日の春日、飛鳥の飛鳥、などと同じ例なりと思へりしは、あらざりき、まづ春日

のかすがとは、春の日影のかすむといふ意につゞけ、飛鳥トトリのあすかとは、書紀に、天武天皇の十五年、改元メテヲヒ曰ヒ朱鳥アカミトリノ元年、仍名チケテヲフレ宮曰フ飛鳥トトリノ淨御原キヨミハラノ宮ミヤトとある、これ朱鳥シルシの祥瑞シの出来つるをめでたまひて、年号ミヨノナをも然改めたまひ、大宮の号をも、飛鳥トトリノ云々とはつけたまひしなり、さればこれは、とぶとりの淨御原キヨミハラノ宮とよむべきなり、あすかの淨御原といはむは、本よりの地名シカなれば、ことさらにこゝに、仍名チケテヲレ宮曰フ云々シカシカトなどいふべきにあらざるをおもふべし、とぶ鳥とは、はふ虫といふと同じくて、たゞ鳥のことなり、さて大宮の号を然シカいふから、その地名シカにも冠らせて、飛鳥トトリの明日香アスカとはいへるなり、さてかすがを春日、明日香アスカを飛鳥ともかくことは、いひなれたる枕詞の字をもて、やがてその地名の字となせる物なり、そはかシカのあをによしおしてゐるなどいふ枕詞を、やがて奈良難波の事にしていへると、心ばへ相似たり、かゝれば春日ハルヒのかすが、飛鳥トトリの明日香アスカといふも、その地名の字のうちまかせたる訓を枕詞になせるにはあらざれば、ひのものとやまとも、然シカにはあらず、又これは枕詞のひのもとてふ字をもて、国名シカの夜麻登ヤマトの字として日本とかくにもあらざれば、かの二つの例にもあらず、たゞ日の本つ国たる倭ヤマトといふ意にぞ有ける、それにとりて此枕詞、もしいと古フルくより有しことならば、孝徳天皇も、日本ニホムといふ名は、これをおもほしてや建タテたまひけむ、されどかの不蓋山フジノの歌は、いとしも古フルからず、それよりあなたには見えざれば、こは日本ニホムといふ号のこゝろをおもひて、後にいひそめつるにもあらむか、その本末はわきまへがたくなむ、

豊トヨまた大オホてふ称謝タタヘコト

葦原ノ中国秋津島などに、豊トヨてふ言を冠らせて、豊葦原ノ中国豊秋津島といひ、八島倭などには、大オホてふ言を冠らせて、大八島大倭といふ、これらの国号のみにあらず、凡て豊とも大ともいへる例多き、みな上つ代の称タタヘコト辞なり、然るを大日本オホヤマトなどいふ大は、もろこしの国にて、当代ヨの国号をたふとみて、大漢大唐などいふにならへる物ぞといふ説コトのあるは、古ヘのこをしたらぬ、例のおしあてのみだりごとなり、もし然いはば、かの豊葦原トヨアシハラなどの豊は、いかにとかいはむ、こはかの国にはさらに聞えぬ美称タタヘナなるものをや、又もろこしにては、王の母を大后オホキサキとはいふを、皇国の古ヘには、当御代ソノミヨの嫡后ミムカヒメを大后と申せりき、これらも、大オホといふこと、すべてかの国にならへるにあらざる証シなり、然るを書紀には、古称フルキナをたがへて、大御母オホミオヤをしも皇大后と記シされたる、これぞ彼国カノクニにならへるには有ける、書紀にはかく、彼国カノクニにならひてかかれたる事もおほきからに、神代よりありこし事をも、かれと似たるをば、皆ならへるにやとは疑ウタガふなり、抑大オホてふ美称タタヘナは、大臣大連などいふたぐひ猶多し、みないと上つ代よりのことにて、大倭オホヤマトといへるも、古事記の景行天皇御段ノミクダリに、熊曾建クマソツタケルが詞に、大倭オホヤマト国と見え、また懿德天皇孝安天皇孝靈天皇孝元天皇などの大御名、又古事記には、意富夜麻登玖邇阿礼比売命オフヤマトクニアレヒメノミコトと、仮字カナに書る御名さへあるをや、

大和と書<sup>カキ</sup>たるは、かならず意<sup>オ</sup>富<sup>ホ</sup>夜<sup>ヤ</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>とよむことなり、和名抄に、畿<sup>ウチツクニ</sup>内の大倭も、又その  
 国の城<sup>シキノシモノ</sup>下<sup>ノ</sup>郡<sup>ノ</sup>なる大和<sup>ノ</sup>郷<sup>ノ</sup>も、ともに於<sup>オ</sup>保<sup>ホ</sup>夜<sup>ヤ</sup>万<sup>マ</sup>止<sup>ト</sup>とあるをもて知べし、然るをつねの語<sup>コトバ</sup>に、た  
 だ夜<sup>ヤ</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>とのみいふから、大字の添<sup>ソ</sup>へるをも、たゞ夜<sup>ヤ</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>のみよみ、また夜<sup>ヤ</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>といふに、  
 かならず大字を添<sup>ソ</sup>てかく事と心得たるなど、みなひがことなり、たゞ夜<sup>ヤ</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>といふには、和<sup>ノ</sup>  
 字のみかけり、但し諸国の名、又郡郷の名、皆必二字に書<sup>ク</sup>べしとの御定<sup>ミサダメ</sup>なれば、畿内<sup>ノ</sup>の国名、  
 又その郷名<sup>ノ</sup>には、必<sup>シ</sup>大字<sup>ノ</sup>を添<sup>ソ</sup>書<sup>キ</sup>て、意<sup>オ</sup>富<sup>ホ</sup>夜<sup>ヤ</sup>麻<sup>マ</sup>登<sup>ト</sup>と訓<sup>ヨム</sup>ぞ正<sup>タダ</sup>しかりける、

- 本居宣長「国号考」(『本居宣長全集』第八卷。筑摩書房 一九九三年十月)所収。
- 原文の旧字は一部を除いて新字改めた。
- 本文中の句読点は、原文のまま。
- PDF化には`LATEX2 $\epsilon$` でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.ac.uk/h-ho.ne.jp/munehiro/science/sciencelib.html>